

新旧对照表

新旧対照表

現 行

兵庫県告示第110号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第52条第1項第7号の規定により、次のとおり区域及び数値を定め、平成16年5月17日から施行する。

なお、平成9年兵庫県告示第558号（建築基準法の規定による区域の指定及び数値の決定）は、平成16年5月16日限り、廃止する。

平成16年2月3日

兵庫県知事 井戸敏三

容積率を定める区域	容積率
都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条第1項の規定により都市計画区域又は同法第5条の2第1項の規定により準都市計画区域として指定された加古郡播磨町の用途地域の指定のない区域（施行日以後指定され又は変更された都市計画区域又は準都市計画区域における用途地域の指定のない区域を含む。）及び三木市、加東市の用途地域の指定のない区域のうち各市毎の別図に示す区域（別図は省略し兵庫県庁、北播磨県民局、三木市役所及び加東市役所において縦覧に供する。）。ただし都市計画法第4条第9項に定める地区計画等の区域内において建築基準法第68条の2第1項の規定により建築物の容積率の最高限度が定められた区域を除く（施行日以後定められ又は変更された区域を含む。以下同じ。）。	10分の10
都市計画法第5条第1項の規定により都市計画区域又は同法第5条の2第1項の規定により準都市計画区域として指定された用途地域の指定のない区域（施行日以後指定され又は変更された都市計画区域又は準都市計画区域における用途地域の指定のない区域を含む。）。ただし、本表において容積率が10分の10及び10分の40として定められた区域及び都市計画法第4条第9項に定める地区計画等の区域内において建築基準法第68条の2第1項の規定により建築物の容積率の最高限度が定められた区域を除く。	10分の20
都市計画法第5条第1項の規定により都市計画区域又は同法第5条の2第1項の規定により準都市計画区域として指定された淡路市の用途地域の指定のない区域のうち別図に示す区域（別図は省略し兵庫県庁、淡路県民局及び淡路市役所において縦覧に供する。）	10分の40

改 正 案

兵庫県告示第110号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第52条第1項第8号の規定により、次のとおり区域及び数値を定め、平成16年5月17日から施行する。

なお、平成9年兵庫県告示第558号（建築基準法の規定による区域の指定及び数値の決定）は、平成16年5月16日限り、廃止する。

平成16年2月3日

兵庫県知事 井戸敏三

容積率を定める区域	容積率
都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条第1項の規定により都市計画区域又は同法第5条の2第1項の規定により準都市計画区域として指定された加古郡播磨町の用途地域の指定のない区域（施行日以後指定され又は変更された都市計画区域又は準都市計画区域における用途地域の指定のない区域を含む。）及び三木市、加東市の用途地域の指定のない区域のうち各市毎の別図に示す区域（別図は省略し兵庫県庁、北播磨県民局、三木市役所及び加東市役所において縦覧に供する。）。ただし都市計画法第4条第9項に定める地区計画等の区域内において建築基準法第68条の2第1項の規定により建築物の容積率の最高限度が定められた区域を除く（施行日以後定められ又は変更された区域を含む。以下同じ。）。	10分の10
都市計画法第5条第1項の規定により都市計画区域又は同法第5条の2第1項の規定により準都市計画区域として指定された用途地域の指定のない区域（施行日以後指定され又は変更された都市計画区域又は準都市計画区域における用途地域の指定のない区域を含む。）。ただし、本表において容積率が10分の10及び10分の40として定められた区域及び都市計画法第4条第9項に定める地区計画等の区域内において建築基準法第68条の2第1項の規定により建築物の容積率の最高限度が定められた区域を除く。	10分の20
都市計画法第5条第1項の規定により都市計画区域又は同法第5条の2第1項の規定により準都市計画区域として指定された淡路市の用途地域の指定のない区域のうち別図に示す区域（別図は省略し兵庫県庁、淡路県民局及び淡路市役所において縦覧に供する。）	10分の40